

白山市告示第 1 4 1 号

白山市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金交付要綱を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

白山市長 田 村 敏 和

白山市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、太陽光発電設備（ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備を除く。以下同じ。）及び蓄電池（定置用のものに限り、再エネ一体型屋外照明用蓄電池を除く。以下同じ。）（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置を推進することにより、エネルギー自給率及び使用効率の向上を図り、もって地球温暖化の防止に資するため、太陽光発電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、二酸化炭素排出抑制対策事業交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）及び規則において使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 需要家 補助金の交付の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）から発電された電気を使用する民間事業者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により定められた白山市地域防災計画に基づき、災害時における災害の協力に関し、本市と協定を締結している者（補助金の交付を申請する年度中に締結する予定であるものを含む。）又は協定を締結している団体（補助金の交付を申請する年度中に締結する予定であるものを含む。）に所属する者

イ 白山市災害時協力事業所（白山市災害時協力事業所登録制度実施要綱（平成24年白山市告示第178号）第4条第2項の規定による登録を

受けたもの又は補助金の交付を申請する年度中に登録を受ける予定のもの（をいう。）

- (2) 自己所有 需要家が補助対象設備を買い取り、その所有者となることをいう。
- (3) P P A 需要家の事業所等に需要家以外の民間事業者が太陽光発電設備を当該民間事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給し、供給した電力に応じた料金を当該需要家から受け取る契約方式をいう。
- (4) ファイナンスリース 需要家が賃借人であり、賃貸人が当該需要家の事業所等に太陽光発電設備を当該賃貸人の費用により設置し、当該設備の取得価格及び設置に係る諸経費をリース料として支払う契約をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める者であつて、市税の滞納がないものとする。

- (1) 太陽光発電設備 市内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあつては、市内に住所を有する者。以下この条において同じ。）で、事業所等に自己所有の太陽光発電設備を設置するもの及び市内に本社又は事業所を有する需要家の事業所等にP P A又はファイナンスリースにより太陽光発電設備を設置する者
- (2) 蓄電池 市内に本社又は事業所を有する需要家で、事業所等に自己所有の蓄電池を設置する者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業であつて、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。
 - イ 整備する設備が、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備ではないこと。
 - ウ 市内に設置されるものであること。
 - エ 設置に関し、法令、条例等に適合していること。

オ 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器であって、自家消費率が分かるものが設置されていること。

- (2) 補助金の交付の対象となる太陽光発電設備のうち、自己所有によるものの附帯設備として、蓄電池を併せて設置する事業であって、国実施要領別紙2の2(イ)に定める要件及び前号イからエまでに掲げる要件を全て満たすもの

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用は、補助事業に要する経費のうち、国実施要領の別表第1に掲げられている費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 太陽光発電設備 補助金の交付の対象となる太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（単位はkWとし、小数点以下の端数があるときはこれを切り捨てた値とする。）に1kW当たり50,000円を乗じて得た額とし、10,000,000円を上限とする。
- (2) 蓄電池 補助金の交付の対象となる蓄電池の価格（工事費を含む。）に3分の1を乗じて得た額。ただし、価格を蓄電容量（単位はkWhとし、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、小数点第2位以下の端数があるときはこれを切り捨てたものをいう。）で除した額の3分の1の額が40,000円を超えるときは40,000円に蓄電池容量を乗じて得た額とし、2,000,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置に着手する前に、市長が別に定める申請書に、関係書類を添えて、市長に申請しなければ

ばならない。

2 前項による交付申請の期間は、市長が毎会計年度定めるものとする。

3 市長は、前項の期間の終了後、申請のあった補助金の総額が予算に満たないときは、追加で申請を募ることができる。

(交付対象者の選考)

第8条 前条第2項の期間において申請のあった補助金の総額が予算を超える場合は、補助事業計画書に記載された太陽光発電設備の最大出力の値の小さいものから順に順位を付し、補助金の交付対象者を選考する。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、申請者に対し次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知並びに国交付要綱及び国実施要領の定めに従うこと。

(2) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、複数の事業者から見積を徴収するなどして最も低い金額を提示したものと契約しなければならないこと。

(3) 市は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができること。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。

(5) 補助対象事業により J-クレジット制度（経済産業省、環境省及び農林水産省が運営する温室効果ガスの排出削減量及び吸収量をクレジットとして認証する制度をいう。）にクレジットとして登録可能な温室効果ガス排

出削減量を取得した場合、法定耐用年数を経過するまでの間、当該温室効果ガス排出削減量について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(6) 事業の完了後においても、温室効果ガス排出の削減に努めなければならないこと。

(7) 補助事業により相当の収益が生じると市が認められることを理由に、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を市から命じられた場合は、これに従わなければならないこと。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告は、補助事業の完了の日から15日が経過する日又は補助事業を実施した年度の1月31日（当該日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当する場合は、その前日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の再確定)

第11条 補助事業者は、規則第13条の規定による補助金確定通知書の受領の日から取得財産等の耐用年数を経過する日までの間において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を規則第12条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第13条に準じて改めて補助金の額の確定を行うものとする。

(財産の処分の制限等)

第12条 この告示において、規則第19条ただし書の補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

2 補助事業者は、規則第19条の規定により市長の承認を受けて、取得財産等を処分した場合は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）第4の規定により算出した額を市に納付しなければならない。この場合において、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金

額に対して、その未納に係る日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を併せて納付しなければならない。

（関係書類の保存）

第13条 補助事業者は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する期間が経過した場合であっても、取得財産等について前条第1項に規定する期間が経過するまでの間においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

（協力等）

第14条 市長は、補助事業者及び需要家に対し、次に掲げる事項を求めることができる。

- (1) 補助対象事業の使用状況等に関するデータの提供
- (2) その他本市の地球温暖化対策事業に係る協力

（適用除外）

第15条 市長は、この告示により補助金の交付を受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 補助対象設備の設置に関し、国、石川県又は本市の他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付を受けている場合
- (2) 補助対象設備に係る需要家が、過去にこの告示による補助金の交付の対象となっている場合

（申請書等）

第16条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 規則第5条に規定する補助事業計画変更等承認申請書（規則様式第2号）
- (3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第3号）
- (4) 規則第10条に規定する補助事業遂行状況報告書（規則様式第4号）
- (5) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第5号）
- (6) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第6号）
- (7) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。